

---

平成29年度第3回  
評議会資料1

# 平成30年度三重支部保険料率について

平成30年1月18日

 全国健康保険協会 三重支部  
協会けんぽ

---

# 1. 評議会の主な意見

## 平成30年度保険料率について

①	平均保険料率10%を維持すべき	14支部	<p>○安定した制度が必要。準備金も増やすべきであり、長期的に考える必要がある。</p> <p>○健康保険制度及び国民の健康を守るという観点からは二者択一の場合は短期的より長期的に見通すほうがよい。</p>
②	保険料率を引き下げるべき	14支部	<p>○財政均衡期間を法律通りの単年度収支とし、収支見通しを5年としたうえで、平成30年度の平均保険料率を9.7%にすることを要望する。</p> <p>○準備金が増えているのであれば保険料率を下げてほしい。急に下げるとその後の上昇幅が大きくなるため、最小限の下げ幅でよいのではないか。</p>
③	①と②の両方の意見のある支部	19支部	<p>○一旦保険料率を引き下げると、引き上げにくくなる。先の協会を取り巻く情勢等を考えると、中長期的な視点で考えたほうがよい。(三重)</p> <p>○協会けんぽの財政収支は、単年度収支均衡を原則としており、準備金残高が平成29年度末には2兆円を超える想定の中で、事業主や加入者の負担は既に限界に達しているため、保険料率を引き下げられる時には引き下げるべきである。(三重)</p>

## 激変緩和措置について

①	激変緩和措置を早期に解消すべき	0支部	
	①と②の両方の意見のある支部	1支部	<p>○激変緩和の解消を緩やかに行うと加入者・事業主に与えるインパクトが弱い。早急に解消して、医療費削減の必要性を認識していただくべきである。</p>
②	激変緩和措置を計画的に解消すべき	35支部	<p>○自助努力がどれだけ都道府県単位保険料率に反映されているのか明確ではない部分も多いため、計画的な解消を図るべきではないか。</p>
③	激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにすべき	8支部	<p>○全国一律の制度の中で、激変緩和がなくなってしまう、格差が拡大することがいいのか疑問を感じる。</p>

## 2. 平成30年度保険料率の基本的な考え方

### 前提条件

- 1 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要があること
- 2 負担の限界である平均保険料率10%を可能な限り長期にわたって超えないようにすること
- 3 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているため、保険料率の引下げは慎重に考えなければならないこと

### 判断条件

- 1 医療の伸びが賃金の伸びを上回る財政構造の脆弱性が依然として解消していない
- 2 団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していく

### 平成30年度保険料率は

平均保険料率→10%を維持

激変緩和率→10分の1.4(均等)の引き上げを厚生労働省へ要望

保険料率の変更時期→平成30年4月納付分から

### 3. 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

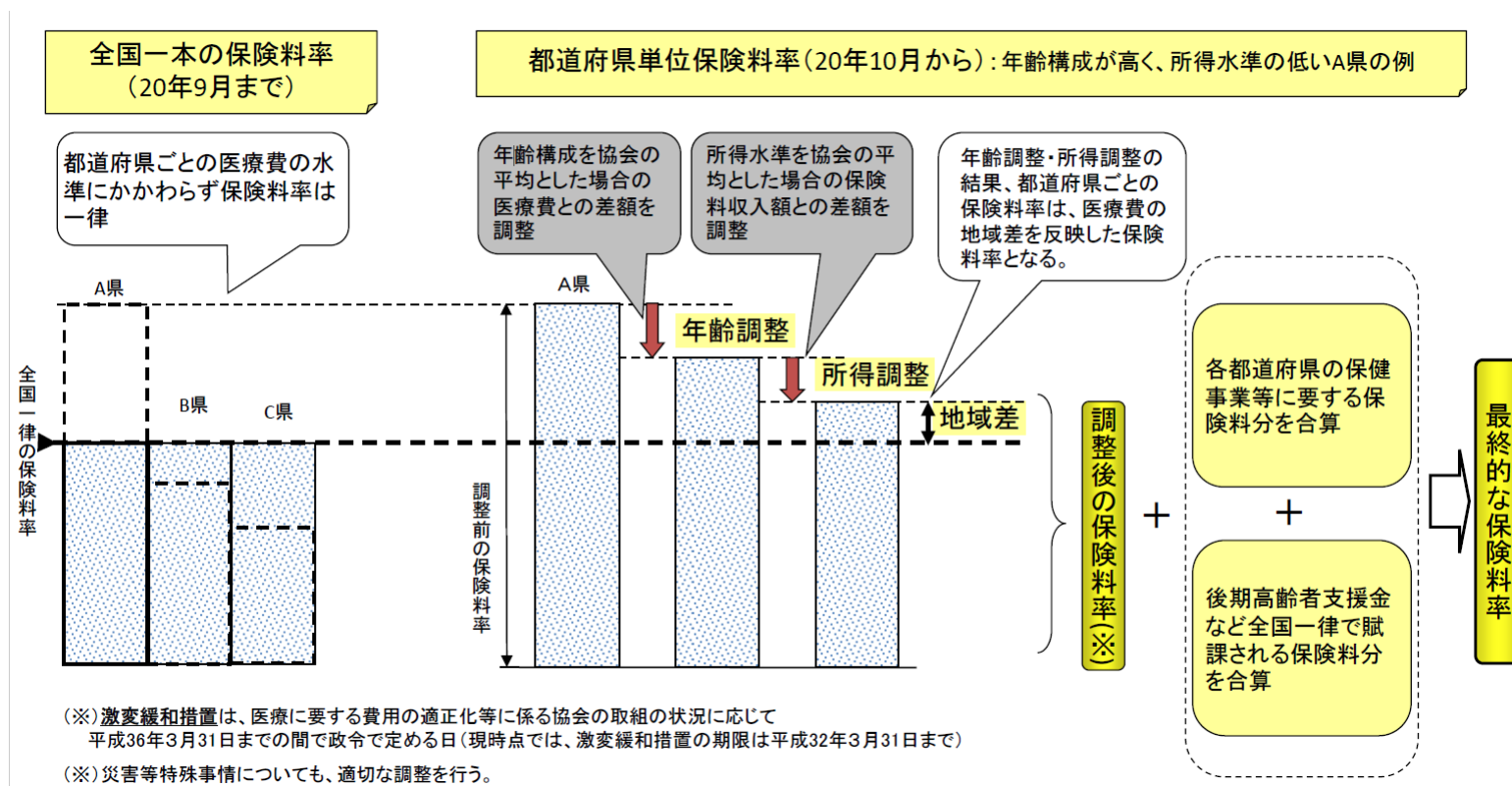
		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金対前年度比                      ▲ 217                      + 1,182                      ▲ 661                      } + 965                 </div>
	老人保健拠出金	0	0	-	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
計	91,233	95,714	98,957		
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 4. 都道府県単位保険料率の設定について

○ 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

○ 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。



## 5-1. 第1号都道府県単位保険料率

(第1号都道府県単位保険料率)

○第1号経費(医療給付費)に係る部分

○支部間で①年齢調整、②所得調整、③激変緩和措置を講じる

第1号都道府県保険料率(三重)  
(調整前)

$$= \frac{\text{支部医療給付費}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{60,116\text{百万円}}{1,224,068\text{百万円}} = 4.91\%$$

第1号平均保険料率(全国)

$$= \frac{\text{全国計医療給付費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{4,721,865\text{百万円}}{91,401,222\text{百万円}} = 5.17\%$$

## 5-2. 第1号都道府県単位保険料率(年齢調整)

### ①年齢調整とは

都道府県毎に地域の医療費をそのまま保険料率に反映させた場合には、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。

そこで、年齢構成を協会の平均とした場合の医療費と、実際の支部の年齢構成との差額を算出し調整を行う。

### 年齢調整額

$$= \text{平均給付費} - \text{標準給付費} = 580\text{百万円}$$

$$\begin{aligned} \text{平均給付費} &= \text{加入者一人当たり医療給付費} \times \text{支部加入者数} \\ &= 119,720\text{円} \times 5,229\text{百人} \\ &= 62,597\text{百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{標準給付費} &= \text{加入者一人当たりの医療給付費(年齢階級別)} \\ &\quad \times \text{支部加入者数(年齢階級別)} \\ &= 62,017\text{百万円} \end{aligned}$$

年齢階級	一人当たり 医療給付費 (円)	三重支部 加入者数 (百人)	標準給付費 (百万円)
0-4	178,521	258	4,606
5-9	89,551	287	2,570
10-14	68,424	295	2,021
15-19	54,112	326	1,763
20-24	50,950	369	1,881
25-29	62,990	361	2,276
30-34	72,147	398	2,875
35-39	78,342	439	3,442
40-44	86,717	517	4,483
45-49	105,637	478	5,048
50-54	136,184	418	5,688
55-59	171,240	395	6,758
60-64	215,802	345	7,436
65-69	281,177	243	6,820
70-74	436,176	100	4,350
合計		5,229	62,017

## 5-3. 第1号都道府県単位保険料率(所得調整)

### ②所得調整とは

都道府県毎に地域の所得水準をそのまま保険料率に反映させた場合には、所得が低い都道府県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなる。

そこで所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額と、実際の該当都道府県の所得水準に基づく保険料収入額との差額を算出し調整を行う。

### 所得調整額

$$\begin{aligned} &= \text{全国医療給付費} \quad \times \quad \frac{\text{支部総報酬}}{\text{全国総報酬額}} \quad - \quad \text{平均給付費} \\ &= 4,721,865\text{百万円} \quad \times \quad \frac{1,224,068\text{百万円}}{91,401,222\text{百万円}} \quad - \quad 62,597\text{百万円} \\ &= \mathbf{639\text{百万円}} \end{aligned}$$



## 5-4. 第1号都道府県単位保険料率(激変緩和措置)

### ③激変緩和措置とは

全国一律の保険料率から都道府県毎の保険料率への移行に当たって、その円滑な移行を図るため、激変緩和措置を講じた上で保険料率を設定(平成31年度まで)。

#### 第1号支部保険料率 (激変緩和措置前)

$$\begin{aligned} & \text{支部医療給付費} \quad + \quad \text{年齢調整額} \quad + \quad \text{所得調整額} \\ = & \frac{\text{支部総報酬額}}{\text{支部総報酬額}} \\ = & \frac{60,116\text{百万円} \quad + \quad 580\text{百万円} \quad + \quad 639\text{百万円}}{1,224,068\text{百万円}} \\ = & 5.01\% \end{aligned}$$

#### 第1号支部保険料率 (激変緩和措置後)

$$\begin{aligned} = & \text{第1号平均保険料率} + \left( \text{第1号支部保険料率 (激変緩和前)} - \text{第1号平均保険料率} \right) \times \text{激変緩和率} \\ = & 5.17\% + (5.01\% - 5.17\%) \times 7.2/10 \\ = & 5.05\% \end{aligned}$$

## 6. 第2号、第3号都道府県単位保険料率

(第2号都道府県単位保険料率)

○第2号経費(現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)に係る部分

○全国一律の保険料率

$$\text{第2号支部保険料率} = \frac{\text{全国第2号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{3,718,432\text{百万円}}{91,401,222\text{百万円}} = 4.07\%$$

(第3号都道府県単位保険料率)

○第3号経費(業務経費、一般管理費、準備金積立、特別計上分、28年度精算分)

$$\begin{aligned} \text{第3号支部保険料率} &= \text{①特別計上分及び28年度精算分を除く} + \text{②特別計上分} + \text{③28年度精算分} \\ &= 0.80\% \end{aligned}$$

$$\text{①特別計上分及び28年度精算分を除く} = \frac{\text{全国第3号経費}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{721,592\text{百万円}}{91,401,222\text{百万円}} = 0.79\%$$

$$\text{②特別計上分} = 0.00\% (\text{支部の特別計上の額がゼロの場合はゼロとなる})$$

$$\text{③28年度精算分} = \frac{\text{支部収支差}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{-105\text{百万円}}{1,224,068\text{百万円}} = 0.01\%$$

## 7.収入等見込額相当率

(収入等見込額相当率)

○日雇いの保険料収入、雑収入、前々年度の精算分等に係る部分

$$\text{収入等見込額相当率} = \text{① 28年度精算分を除く} + \text{② 28年度精算分} = 0.02\%$$

$$\text{①28年度精算分を除く} = \frac{\text{その他収入}}{\text{全国総報酬額}} = \frac{21920\text{百万円}}{91,401,222\text{百万円}} = 0.02\%$$

$$\text{②28年度精算分} = \frac{\text{支部収支差}}{\text{支部総報酬額}} = \frac{-105\text{百万円}}{1,224,068\text{百万円}} = 0.00\%※$$

※ 収支差がマイナスの場合はゼロとなる

## 8. 平成30年度三重支部保険料率

### ○平成30年度 三重支部健康保険料率



### ○三重支部健康保険料率の内訳

	主に医療分		主に後期高齢者 支援金等	主に保健分		
	第1号 都道府県単 位保険料率 【激変緩和措置 前】	第1号 都道府県単 位保険料率 【激変緩和措置後】	第2号 都道府県単 位保険料率	第3号 都道府県単 位保険料率	収入等の率	三重支部 保険料率
平成 29年度	5.07%	5.14%	4.22%	0.58%	▲0.02%	9.92%
平成 30年度	5.01%	5.05%	4.07%	0.80%	▲0.02%	9.90%

※端数整理の関係上、各料率の合計と三重支部保険料率が一致しない

# 9.平成30年度都道府県単位保険料率のまとめ

平成30年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.61	1
10.28	1
10.26	1
10.25	1
10.23	2
10.20	1
10.18	1
10.17	1
10.15	1
10.14	1
10.13	3
10.11	1
10.10	2
10.08	1
10.05	1
10.04	2
10.03	1
10.02	1
10.00	1
9.98	1
9.97	1
9.96	3
9.93	2
9.92	1
9.91	2
9.90	4
9.89	1
9.85	1
9.84	2
9.81	1
9.79	1
9.77	1
9.71	1
9.63	1

三重支部

注.平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の7.2として算定

平成30年度都道府県単位保険料率の  
平成29年度からの変化  
(暫定版)

平成29年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	1
+0.08	+112	1
+0.07	+98	1
+0.05	+70	1
+0.04	+56	3
+0.03	+42	4
+0.02	+28	3
+0.01	+14	2
0.00	0	5
▲0.01	▲14	5
▲0.02	▲28	8
▲0.03	▲42	2
▲0.04	▲56	4
▲0.05	▲70	1
▲0.06	▲84	2
▲0.08	▲112	2

三重支部

- 注1.「+」は平成30年度保険料率が平成29年度保険料率よりも上がったことを示しており、「▲」は下がったことを示している。  
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

# 10-1. 平成30年度介護保険料率について

## 協会けんぽ収支見込（介護分）

（単位：億円）

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57%  納付金対前年度比 ⇒ ▲129
	国庫補助等	1,557	1,174	879	
	その他	0	0	0	
	計	9,434	9,856	9,540	
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 10-2. 平成30年度介護保険料率について

### 介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%(4月納付分から変更)とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 3,386円 (69,853円 → 66,467円) の負担減

[月額] 282円 (5,821円 → 5,539円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は30年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

## 11. 今後のスケジュール(予定)と実務上の手続き

12月19日 運営委員会(平均保険料率の方針決定)

22日 政府予算案(30年度)の閣議決定

1月5日 全国支部長会議

11日～19日 支部評議会の開催  
(都道府県単位保険料率の変更について意見を聴く)

< 22日(12:00) 支部長から理事長への意見の申出【提出の期限】 >

29日 運営委員会(都道府県単位保険料率の決定)  
料率変更について認可申請

### 健康保険法

#### 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いたうえで、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。